5月1日から 戸籍の窓口での法律上の ルールが変わります

平成20年度 出前講座をご利用ください 出前講座とは? 町民の皆さんの知りたいこと、聞きたいことについて、町職員が講師となって皆さんのもとへ出向き、情報提供を行うます。	最近、不正に他人の戸籍 でにより本人確認を行 たことなどの しくなります。 ところが、 そ で た の 個 人 情 報 が 志 り、他 人 に 不 正 に た り 志 り、 た て ぞ 調 を た の に 、 の 街 や 離 婚 を し く な り ま す 。 の 街 の 記 明 書 を 取 得 の 記 明 書 に よ り 、 の 指 の 記 明 書 に 、 の 日 の 記 の に 本 台 帳 の 記 明 書 に よ の に の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記
事業です。 出前講座の内容は? この広報誌に折り込まれている出前講座 メニューから、お知りになりたい項目を選 んでください。 申し込みができるのは? 原則として、町内に在住する方で、5人 以上のグループでお申し込みください。 ■時間:平日の午前10時から午後9時ま での2時間以内が原則ですが、土日、祝 日の開催にも応じます。 ■場所:町内とし、会場の確保、準備等は	 必ず本人でも、 必ず本人でも、 必ず本人でも、 が発生しています。 の証明書を取得するには、 の証明書を取得するには、 の証明書を取得するには、 の証明書を取得する。 に、 に、 たの理由を着の正明書を たの ため たの ため たの ため たの ため たの ため ため たの ため たの ため たの ため たの ため ため たの ため たの ため たの ため たの ため ため たの ため ため
申込者が行うこととします。 申し込み方法は? 出前講座を希望する日の2週間前までに「幌 延町出前講座申込書」を提出してください。 (電話申込みも可) 申し込み、問い合せは 総務課総務財政グループ ☎ 5-1111 (内線 132・133)	 ▲ 人確認の方法は、結婚などの届出の際の本人確認も行います) ● お問い合わせ先した者によって行います) ● お問い合わせ先した者に対しては、代理権限等のした者に対しては、代理権限等の証明書を取得した者によって行います。 ● お問い合わせ先した者におします。 ● お問い合わせ先した者によって行います。